

第15回検討委員会の確認事項

その他報告書(案)において検討が必要な事項について

(「検討すべきポイント～作成委員会からのメモ～」について出された主な意見等)

前文については除く

括弧内の数字はポストイットの整理番号

は作成委員会としての意見

は検討委員会で確認されたと思われる事項

1 総則的部分について

「4 定義」

- ・「市民」の定義について、事務局から次のような指摘があった。

現状の市民の定義は、あくまで個人を中心にとらえて規定しているが、解釈としては団体等も含めている。この解釈は、憲法における「国民」という用語について、その規定の内容に応じて団体も含めて解釈しうるとされていることと同様の考えに基づく。しかし、解釈で読めるということは、わかりにくいということにつながるので、できるだけ内容を明確に規定することが必要ではないか。

以上の指摘に対して、作成委員会としては、報告書案には修正を加えず、条例素案の段階で修正を加えることでよいのではないかと考えている。

「市民」の定義については、事務局の指摘事項を踏まえた文章や、また、前後のつながり(「市民の権利」規定などとの関係)を考えた市民にわかりやすい表現について、作成委員会で検討し、次回検討委員会に諮ることが確認された。

「5 基本理念」

より簡潔に、理解しやすくするための文章の練り直しが必要ではないか(32、33、37～41)。

「市民自治」の意味合いを損なわないで、かつ簡潔にわかりやすい表現についての検討を作成委員会に委ねることが確認された。

なお、報告書案枠内の「市民の福祉」という表現について、狭義の「福祉」として捉えられる可能性もあるため、「福祉」に代わるよい言葉について検討していくことが望ましいという意見が出されたことから、この点を含めて検討を行うこととする。

「6 自治の基本原則」

- ・報告書内で「参加と協働」の書き方に違いがある(44)

区の規定を次のように修正する。「参加と協働を原則とし」

以上の作成委員会の意見が確認された。また、市民活動推進委員会において、検討委員会の報告書の「協働」定義を基本にしたいと考えており、協働の相手として「議会」を含めるかどうかについて検討してほしいという意見があった。